

佐賀県告示第十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の四第一項の規定により指定した精神科病院のうち、同条第二項後段の規定による特例措置を採ることができるものは、次のとおりである。

平成二十二年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

名 称	医療法人松籟会 唐津保養院
所 在 地	唐津市鏡四三〇四番地一
特例措置を採ることができることとなつた日	平成二一・一二・一